

たつの市スズメバチ駆除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ科スズメバチ亜科に属するスズメバチ（以下「スズメバチ」という。）の巣の駆除に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担を軽減し、もって安全な市民生活の確保を図るため、予算の範囲内でスズメバチ駆除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の土地又は建物（官公庁、店舗、事務所等の事業の用に供するものを除く。）を所有し、管理し、又は賃借する者
- (2) 市税を完納している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、活動中のスズメバチの巣及びその巣を住みかとするスズメバチの駆除（以下「駆除」という。）を行う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定の人が立ち入る可能性がある箇所のおおむね10メートル以内のもの
- (2) 市が指定する駆除業者（以下「指定業者」という。）が行うもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、上限を1万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、当該駆除を実施した日から起算して30日を経過する日又は当該駆除を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までにスズメバチ駆除事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 駆除費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 市税の完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、スズメバチ駆除事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（業者の指定）

第9条 市長は、駆除に関し作業の安全性、確実性及び効率性を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす者を指定業者に指定するものとする。

- （1） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第7号に該当する事業について、兵庫県知事の登録を受けている者
- （2） 駆除に必要な機械器具等を備えている者
- （3） 駆除依頼に速やかに対応できる者

2 前項の規定による指定を受けようとする駆除業者（以下「指定希望業者」という。）は、スズメバチ駆除業者指定申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（様式第4号）
- （2） 保有機材の明細書
- （3） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定を決定したときは、スズメバチ駆除業者指定決定通知書（様式第5号）により、指定希望業者に通知するものとする。

（指定事項の変更等）

第10条 指定業者は、指定事項に変更が生じたときは、直ちにスズメバチ駆除業者指定事項変更届（様式第6号）に変更事項を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定業者は、指定事項に係る事業を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第11条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 補助対象者に不適切な助言を行ったとき。
- (3) 補助対象者又は作業現場の近隣住民等とトラブルが発生した場合であつて、市からの指導があつたにもかかわらず、改善が見られないとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、スズメバチ駆除業者指定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(指定業者の責務)

第12条 指定業者は、補助対象者から駆除の相談又は依頼があつたときは、蜂及び蜂の巣の形状等を確認し、蜂の種類を特定を行い、かつ、その種類に応じた人体への危険性について、あらかじめ説明を行うものとする。

2 指定業者は、駆除を実施することにより、補助対象者及び作業現場の近隣住民等に人的被害、物的被害が発生することがないように十分な安全対策を講じ、駆除を実施しなければならない。

(報告義務)

第13条 指定業者は、駆除を実施するに当たり、補助対象者又は作業現場の近隣住民等とトラブルが発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 市長は、指定業者が駆除を実施するに当たり、補助対象者又は作業現場の近隣住民等に損害が生ずることがあつても、その責めを負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する